

【新旧対照表】過疎地域持続的発展計画変更（令和8年9月変更分）

変更箇所 （変更後 計画の頁、 行等）	変更後					変更前				
① 118 頁 37 行	12 その他地域の持続的発展に関し必要事項					12 その他地域の持続的発展に関し必要事項				
	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）					(3) 計画（令和8年度～令和12年度）				
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	12 そ 他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地 域の持 続的発 展特 別事業 その他	⋮ 深江埋蔵文化財整理室除却事業（埋蔵文化財発掘調査事業） ＜内容＞ 深江埋蔵文化財整理室を除去する。 ＜必要性＞ 老朽化した施設（S48 建築）のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用することになり、不要な維持管理費が生じる前	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	12 そ 他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地 域の持 続的発 展特 別事業 その他	⋮		

			に早期に除却する。 <効果等> ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減 ⋮								
② 119 頁 15 行	12 その他地域の持続的発展に関し必要事項 (4) 公共施設等総合管理計画との整合 (2) 社会教育系施設 ・利用が低迷する施設や設置目的が類似している施設については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討する。 ・施設の更新を検討する際には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、近接する県有施設や民間施設の設置状況を勘案し、まちづくりの方向性と整合を図る中で、類似機能の集積や関連施設の配置状況等を考慮した施設整備を進める。 (3) スポーツ・レクリエーション系施設 ・施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。 ・施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の					12 その他地域の持続的発展に関し必要事項 (4) 公共施設等総合管理計画との整合 (2) スポーツ・レクリエーション系施設 ・施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行う。 ・施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の					

	範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。 ・利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。 ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。 (4) 産業系施設 ・公共性や地域性及び管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。 ・将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう最適な規模や運営手法の検討を行う。 ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。 (5) 学校教育系施設 ・学校教育系施設については、将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手	範囲内で必要な機能の検討を行う。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進める。 ・利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行う。 ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。
--	---	---

	引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を引き続き検討していく。 ・学校教育施設については、定期的な点検と計画的保全により長期活用することを目的とする「南島原市学校施設長寿命化計画」を策定しており、この計画に沿って、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る。 ・それに併せて改築、改修の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにする。 ・給食調理場については、児童生徒の食の安心・安全を確保するために、学校給食衛生管理基準を遵守した新学校給食センターを建設した。 ・適切な点検を実施し、躯体寿命に影響のある屋根屋上、外壁の大規模改修等を主とする予防保全を中心に、安全を確保した上での施設の長期利用を目指す。また、必要に応じて構造体の長寿命化改修や改善を検討し、可能な限り長期間での施設の活用を目指す。 (6) 子育て支援施設 ・旧北有馬幼稚園は園児の減少に伴い令和2年3月31日で廃園、令和2年4月1日から旧北有馬保育所を認定こども園(保育所型)へ移行し「北有馬こども園」として開園した。利用者の減少傾向は続いているものの、保育園は地域との関連が深く、北有馬町内唯一の保育園であり、また、市内で唯一の	(3) 子育て支援施設 ・旧北有馬幼稚園は園児の減少に伴い令和2年3月31日で廃園、令和2年4月1日から旧北有馬保育所を認定こども園(保育所型)へ移行し「北有馬こども園」として開園した。利用者の減少傾向は続いているものの、保育園は地域との関連が深く、北有馬町内唯一の保育園であり、また、市内で唯一の
--	--	--

公立の保育園でもあることから、利用者が減少傾向にあるからと、廃園等の判断をすることは難しい。北有馬こども園は、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとするが、今後地域の意向や将来的な利用者の入園状況等を見ながら運営方法を検討していく。 ・適正配置と施設総量の縮減を図る。 (7) 保健・福祉施設 ・高齢福祉施設は、同等のサービスを提供する民間施設の配置状況について把握し、市域全体で類似機能の集積を考慮した施設配置及び運営方法の適正化を検討する。 ・施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、用途変更や廃止等も含めた適正化を検討し、機能が重複する施設等を整理し、必要に応じて集約を図る。 ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。 (8) 行政系施設 ・今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能も念頭に、統廃合等の検討を行う。 ・消防格納庫等については、消防団活動の拠点として十分の機能を確保するため、必要に応じて改修を行い、状況によって	公立の保育園でもあることから、利用者が減少傾向にあるからと、廃園等の判断をすることは難しい。北有馬こども園は、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとするが、今後地域の意向や将来的な利用者の入園状況等を見ながら運営方法を検討していく。 ・適正配置と施設総量の縮減を図る。 (4) 行政系施設 ・今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能も念頭に、統廃合等の検討を行う。 ・消防格納庫等については、消防団活動の拠点として十分の機能を確保するため、必要に応じて改修を行い、状況によって
--	---

	は建替えを進める。 (9) 供給処理施設 ・地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。 ・公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。 (10) その他 ・用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討する。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が難しい場合は、解体も視野にいれて検討する。 ・既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとする。比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討する。	は建替えを進める。 (5) その他 ・用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討する。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が難しい場合は、解体も視野にいれて検討する。 ・既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとする。比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討する。
--	--	---

③
156 頁
37 行

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	⋮ 深江埋蔵文化財整理室除却事業（埋蔵文化財発掘調査事業） <内容> 深江埋蔵文化財整理室を除去する。 <必要性> 老朽化した施設（S48 建築）のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用することになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。 <効果等> ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	・		
		・		

			⋮			